

その他の報告事項について

1. 設計積算誤りについて

1 事案の概要

(1) 発注機関

河川整備課

(2) 契約方法

随意契約

(3) 業務名

設計業務委託（災害調査費）

業務概要：海岸災害設計

(4) 見積書徴取年月日

平成23年7月21日

(5) 見積者数

6者

(6) 予定価格

15,120,000円

2 経緯

上記の業務において、契約の相手方となれなかった者から公文書開示請求を受けて、発注機関で設計書を再確認したところ、積算の誤り（図面や文書などのデータを作成する経費「電子成果品作成費」の算出に際し、本来必要な協議打ち合わせの人件費を積算に反映させなかったため、6,300円が過小となった）が判明した。

正しく積算されていた場合、契約の相手方の見積額は最低制限価格を下回り、失格となるものであった。

なお、業務に着手して1ヶ月近くが経過していること、また、災害復旧に係る業務であり緊急を要することから、契約を継続することとした。

3 再発防止のための対応

積算基準を十分確認したうえで積算を行い、チェック体制の強化を図る。

2. 設計積算誤りについて

1 事案の概要

(1) 発注機関

喜多方建設事務所

(2) 入札方式

指名競争入札

(3) 業務名

地質調査業務委託（道路・基幹）

業務概要：機械ボーリング、総合解析取りまとめ

(4) 入札年月日

平成23年9月7日

(5) 入札参加者数

9者

(6) 予定価格

9,471,000円

2 経緯

上記の業務において、契約の相手方となれなかった者から公文書開示請求を受けて、発注機関で設計書を再確認したところ、積算の誤り（電子成果品作成費及び施工管理費を積算する際の対象額として、解析等調査の直接労務費を計上しなかったため、5,250円が過小となった）が判明した。

正しく積算されていた場合、落札者の入札額は最低制限価格を下回り、失格となるものであった。

なお、この業務は計画準備段階であったので、契約を解除し、改めて発注することとした。

3 再発防止のための対応

検算者を変えて再度検算を行うなど、チェック体制の強化を図る。

3. 契約手続きの誤りについて

1 事案の概要

(1) 発注機関

相馬高等学校

(2) 契約方法

随意契約

(3) 工事名

相馬高校第二体育館バスケットゴール設置工

工事概要：バスケットゴール2基の設置

(4) 見積書徴取年月日

平成23年7月14日

(5) 見積者数

2者

(6) 予定価格

7,334,250円

2 経緯

上記の工事については、最低制限価格を設定しており、その旨を明示した通知書により3者に対して見積書の提出を依頼したところ、2者から見積書の提出があったが、いずれも最低制限価格を下回っていた。

本来であれば両者を失格として、改めて契約手続きを行わなければならなかったが、緊急に工事を実施する必要があったため、そのまま最低価格の見積書を提出した者と契約を締結し、工事を完了させた。

支払手続きにおいて出納機関が審査したことにより上記事実が判明した。

3 再発防止のための対応

地方自治法施行令をはじめとする規則等の遵守と、関係書類を複数職員でチェックするなど十分に注意する。

4. 総合評価における評価の誤りについて

1 事案の概要

(1) 発注機関

県南建設事務所

(2) 入札方式

総合評価方式

(3) 業務名

測量設計業務委託（道改・調査）

業務概要：地形測量、道路予備設計

(4) 入札年月日

平成23年8月23日

(5) 入札参加者数

9者

(6) 予定価格

4,561,200円

2 経緯

上記の業務において落札者となれなかった者から、10月6日に公表された入札結果の災害対応実績の評価に疑義が寄せられ、発注機関において確認したところ、評価の誤りが判明した。

この評価項目は、地域貢献度を評価するものあり、今回の場合は、県南建設事務所管内に営業所等がある者のみ加点されるものであった。しかしながら、誤って対象とならない者にも加点したため、単独の落札候補者となる者がクジの結果により落札者となれなかったものである。

なお、この業務は着手して1ヶ月を経過しており、地権者等に対して測量立入について通知しているなど業務が相当程度進捗していたことから、契約を継続することとした。

3 再発防止のための対応

評価基準を十分確認したうえで評価を行い、複数職員で確認作業を行うなどチェック体制の強化を図る。

5. 福島県立医科大学発注工事を巡る事件について

1 事件の概要

平成21年2月頃、公立大学法人福島県立医科大学に派遣されていた本県職員に対し、同大学発注工事において便宜を図った見返りに現金100万円を送ったとして、平成23年10月14日、福島市の株式会社宍戸工務店の代表取締役他1名が贈賄容疑で、本県職員が収賄容疑で逮捕された。

2 これまでの経緯について

未だ事実関係を確認できないが、新聞などの報道によれば、この事件における便宜の内容はまだ特定されておらず、入札までの段階において何らかの便宜を図ったと見られている。

なお、その期間は逮捕された本県職員が同大学に派遣されていた期間（平成18年4月～平成22年3月）とのことである。

3 職員のコンプライアンスに関する県の対応

県では、コンプライアンスマニュアルを定めており、各所属におけるコンプライアンス委員会の設置・研修の実施、働きかけに関する対応、内部通報制度、幹部職員の再就職先の公表と退職後3年間の県への営業活動の自粛等を定めており、職員の綱紀粛正に努めてきた。

4 事件を受けての県の対応

県としては、今後も職員の服務規律の保持と再発防止に努めていくと共に、今後の捜査状況を注視しながら、入札制度について再検証することとしたい。

なお、株式会社宍戸工務店に対しては、平成23年10月17日に入札参加資格制限（別表2-2贈賄該当 24ヶ月間）を行っている。